

第 3 次
春日井市 D V 対策基本計画
(中間案)

春日井市

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 基本的な考え方…………… 2

第2章 計画の基本理念・基本目標

- 1 基本理念…………… 4
- 2 基本目標…………… 4
- 3 施策の体系…………… 5

第3章 施策の展開

- 基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進…………… 7
- 基本目標2 相談体制の充実…………… 9
- 基本目標3 被害者の安全確保の徹底…………… 12
- 基本目標4 被害者の自立支援の充実…………… 14
- 基本目標5 関係機関等との連携強化…………… 17

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制…………… 19

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

DV^{※1}は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVの多くが家庭内で起こるため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。また、子どもがDVを目撃したことにより、心身にさまざまな影響を受けることもあります。

国においては、2001年(平成13年)4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されました。

2004年(平成16年)の法改正では、都道府県による基本計画策定の義務付けなど取組みの拡充が図られ、2007年(平成19年)の法改正では、保護命令制度の拡充のほか、都道府県のみ義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が強化されました。また、2013年(平成25年)6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその暴力を受けた被害者についてもこの法律を準用することとなりました。

本市では2009年(平成21年)3月に「春日井市DV対策基本計画」を、2014年(平成26年)3月には「春日井市DV対策基本計画(第2次)」を策定し、DV防止に関する施策及び被害者支援に取り組んできました。

また、2018年(平成30年)3月には「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を改定し、暴力を根絶する社会づくりを目標に配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進や性別に起因する暴力の根絶などの課題解決に努めています。

愛知県においては、顕在化しているDV被害の状況を踏まえ、2018年3月に、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」が策定されました。

本市においても、「春日井市DV対策基本計画(第2次)」策定から5年が経過することから、これまでの取組み状況や社会情勢の変化、愛知県の基本計画等を踏まえ、施策の一層の充実を図り、DVのない社会の実現に向けて「第3次春日井市DV対策基本計画」を策定します。

※1 DV (ドメスティック・バイオレンス)

この計画では、「配偶者からの暴力」のことを指します。「配偶者」とは婚姻関係にある相手方(事実婚を含む)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者)、生活の本拠を共にする(またはしていた)交際相手も含まれます。また、恋人など親密な関係にある(またはあった)者の暴力も対象とします。男性、女性の別は問いません。なお、暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力などさまざまな形態があります。

2 基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

- ア 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項^{※2}に基づく基本計画です。
- イ 基本計画では、DV対策の取組みの方向を示します。
- ウ 国の基本方針や愛知県の4次計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。
- エ 「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)」との整合を図ります。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に法律及び国の基本方針や愛知県の基本計画が大きく見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、誰もが安心して暮らせるDVのない社会の実現をめざして基本理念を定めます。

基本理念 人権が尊重されるDVのない社会の実現

2 基本目標

本計画では、若年層に向けた啓発活動の実施や被害者支援の入口となる相談窓口の周知など広報啓発活動の強化、関係機関等との連携強化や子どもを含めた被害者支援の充実を重点に5つの基本目標を定めます。

◆ **基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進**

市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、若年層に向けた啓発を強化し、DVの防止に努めます。

◆ **基本目標2 相談体制の充実**

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

◆ **基本目標3 被害者の安全確保の徹底**

被害者の情報管理を徹底するとともに、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

◆ **基本目標4 被害者の自立支援の充実**

被害者が自立した生活を送ることができるよう、子どもを含めた総合的な支援に努めます。

◆ **基本目標5 関係機関等との連携強化**

被害者支援を総合的に推進するため、切れ目のない支援と関係機関等との連携強化を図ります。

基本
理念

人権が尊重されるDVのない社会の実現

基本目標

施策

1 DV防止のための啓発・教育の推進

1 市民への広報・啓発の充実

2 若年層への教育・啓発の充実

2 相談体制の充実

1 相談窓口の情報提供

2 安心して相談できる体制づくり

3 相談担当者の資質向上

4 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実

3 被害者の安全確保の徹底

1 被害者情報の保護

2 保護体制の充実

4 被害者の自立支援の充実

1 生活再建への支援

2 心の回復への支援

3 子どもへの支援

4 高齢者、障がい者、外国人への支援

5 関係機関等との連携強化

1 職員等に対する研修の充実

2 庁内の連携体制の強化

3 関係機関・民間団体等との協力・連携

事業

- 1 広報、ホームページ等を活用したさらなる啓発
- 2 DVに関する正しい理解と認識を図るための機会の提供
- 3 DV防止運動の実施

- 4 学校における人権や男女平等についての教育の充実
- 5 若年層に向けた啓発事業の強化

- 6 相談窓口の周知

- 7 電話、面接、オンライン相談の充実
- 8 苦情に対する適切な対応

- 9 相談担当者への支援の充実
- 10 研修への派遣

- 11 高齢者、障がい者の相談
- 12 外国人の相談

- 13 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施
- 14 被害者に関する情報管理の徹底

- 15 警察等関係機関との連携
- 16 一時保護施設との連携
- 17 民間団体との連携
- 18 加害者に対する取組み

- 19 住宅に関する支援
- 20 経済的な支援
- 21 就労に向けた支援
- 22 同行支援の実施

- 23 医療機関等の情報提供
- 24 自助グループの情報提供

- 25 就園・就学への支援
- 26 子どもの心理的ケア

- 27 高齢者、障がい者への支援
- 28 外国人への支援

- 29 DVに対する正しい理解のための研修の実施

- 30 関係各課との連携

- 31 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化

(注) 網掛け部分は重点項目です。

第3章 施策の展開

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

現状と課題

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。
- DVは、単に家庭内の問題、夫婦間の問題として潜在化しやすく、外部からの発見が困難なこともあり、被害が深刻化しやすいという特性があります。
- 暴力の背景には、固定的な性別役割分担や経済力の格差など社会的、構造的な問題が関係しています。男女共同参画の視点から暴力をなくす取組みが求められています。
- 平成28年に実施した市民意識調査では、最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある割合が、男性は6.1%、女性は16.4%でした。
- 殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとしての認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことから、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見受けられます。DVに対する正しい知識とその危険性について適切な情報提供をするとともに、啓発強化期間を設けるなど、さらなる啓発を行っていく必要があります。
- 若い世代の男女間でも「デートDV^{※3}」といわれる問題が起きています。早い段階から、加害者にも被害者にもならないための正しい知識と、お互いの人権を尊重し合える人間関係について学び、考える機会を提供する必要があります。子どもの発達段階に応じた教育・啓発を行うことは、将来におけるDVの発生を未然に防止することにつながります。
- SNS^{※4}などの急速な普及により、若年層がストーカー被害、性暴力被害にあうなど暴力の形態が一層多様化しています。若年層に対して危険性への理解を促し、被害にあった時の相談窓口の情報提供を行うなど、的確に対応していくことが求められます。

※3 デートDV

若い世代の恋人の間で起きる暴力。

※4 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。LINE、Twitter、Facebook など、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトのこと。

今後の取組み

〈施策〉 1 市民への広報・啓発の充実

No	事業内容	区分	所管課
1	広報、ホームページ等を活用したさらなる啓発	継続	男女共同参画課
2	DVに関する正しい理解と認識を図るための機会の提供	継続	男女共同参画課
		継続	
3	DV防止運動の実施	拡充	男女共同参画課

(注) 太枠 は重点項目です。

〈施策〉 2 若年層への教育・啓発の充実

No	事業内容	区分	所管課
4	学校における人権や男女平等についての教育の充実	継続	広報広聴課 学校教育課
5	若年層に向けた啓発事業の強化	継続	男女共同参画課
		継続	
		新規	

(注) 太枠 は重点項目です。

基本目標 2 相談体制の充実

現状と課題

- 本市では、2007年にDV相談窓口を設置し、専門の相談員による電話、面接相談のほか、24時間いつでも相談できる「オンラインDVほっと相談」を行っています。また、女性が抱えるさまざまな問題・悩みについては、「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。
- 2016年(平成28年)に実施した市民意識調査によると、市のDV相談窓口を知っている市民の割合は21.7%で、2010年(平成22年)の市民意識調査と比較すると4ポイント低くなっています。被害者がひとりで悩みを抱え込まず、早い段階で相談につながるためには、相談窓口の情報を広く周知することが必要です。
- 市内の外国人の人口は年々増加しています。言葉の問題から外国人の被害者が十分な支援を受けられないことがないように相談窓口の情報提供を行うとともに、相談体制を充実させる必要があります。
- 被害者から、相談や支援等に関して苦情の申出があった場合、適切かつ迅速に処理し職務執行の改善に反映するとともに、申出人に対する説明責任を果たす必要があります。また、苦情の処理内容について、関係各課間で情報の共有化を図り、組織として苦情の防止に努めます。
- 被害者の抱えている問題は、複雑・多様化しています。相談担当者は被害者の意見を尊重しつつ置かれている状況を見極め、的確な支援を行う高いスキルが一層求められています。
- 相談担当者は深刻な内容の相談を受けることにより、被害者と同じ心理状態に陥ることがあります。問題をひとりで抱え込み、疲弊することがないように、相談担当者の心理的な負担の軽減を図り、バックアップ体制を整えることが必要です。
- 被害者には、高齢者、障がい者、外国人も含まれ、コミュニケーションを上手にとれないなどの困難を抱えている場合もあります。誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等とのさらなる連携が不可欠となります。

今後の取組み

〈施策〉 1 相談窓口の情報提供

No	事業内容	区分	所管課	
6	相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載した啓発カードやパンフレット等の配布場所を拡大し、被害が深刻になる前に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。	継続	男女共同参画課
		外国人に相談窓口の情報提供をするため、外国語版啓発資料を作成し、配布します。	新規	

(注) 太枠□は重点項目です。

〈施策〉 2 安心して相談できる体制づくり

No	事業内容	区分	所管課	
7	電話、面接、オンライン相談の充実	被害者が安心して相談できるよう、秘密の保持や個人情報の管理を徹底します。また、相談窓口の安全を確保します。	継続	男女共同参画課
		休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。	継続	
		女性被害者の安全等に配慮しつつ、男性が抱えるさまざまな問題の解決に向け、男性に対する相談体制を整えます。	継続	
8	苦情に対する適切な対応	相談・支援に係る職員の対応等に関して苦情が寄せられた場合、関係各課で情報を共有し、被害者の立場に立った適切な対応に努めます。	継続	男女共同参画課

〈施策〉 3 相談担当者の資質向上

No	事業内容	区分	所管課	
9	相談担当者への支援の充実	複雑・多様化する相談に適切に対応できるよう、事例検討会やスーパービジョン ^{※5} の実施により、相談担当者の資質向上に努めます。	継続	男女共同参画課
		相談担当者がひとりで問題を抱え込まないよう、バックアップ体制を整備し、二次受傷 ^{※6} を防ぐためにもメンタルヘルスケアの充実に努めます。	継続	
10	研修への派遣	的確な相談・関係機関への案内等の支援ができるよう他機関等が実施する研修へ相談担当者を派遣し、相談対応力の向上を図ります。	継続	男女共同参画課

<施策> 4 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実

No	事業内容	区分	所管課
11	高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	継続 男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課
		手話通訳者の確保等により、被害者との意思疎通を図ります。	継続 男女共同参画課 障がい福祉課
12	外国人の相談	相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	継続 男女共同参画課 市民活動支援センター

.....

※⁵ スーパービジョン

相談員が専門的能力向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導。

※⁶ 二次受傷

被害者から深刻な被害状況等について相談を聴くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

現状と課題

- 加害者から逃れて、転出・転入手続きをした被害者の情報が、加害者に漏洩することのないよう、関係各課による被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
- 2015年(平成27年)10月にマイナンバー^{※7}制度が始まりました。マイナンバーに関する情報管理も厳重に行う必要があります。
- 緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、関係各課や関係機関、民間団体と連携を図る必要があります。被害者一人ひとりのニーズに応じて、保護を迅速かつ安全に行うことが重要です。
- 一時保護施設への入所に至らない場合においても、加害者から危害を加えられることのないよう状況に応じて警察など関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族などの安全を確保することが必要です。
- 被害者が保護から自立に至るまでの間、必要に応じ関係各課や関係機関と情報を共有し、被害者が適切な判断に基づいて行動できるよう情報提供と助言を行う必要があります。

※7 マイナンバー

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

今後の取組み

＜施策＞ 1 被害者情報の保護

No	事業内容	区分	所管課
13	住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	継続	男女共同参画課 市民課 関係各課
14	被害者に関する情報管理の徹底	継続	男女共同参画課 関係各課

(注) 太枠 は重点項目です。

＜施策＞ 2 保護体制の充実

No	事業内容	区分	所管課
15	警察等関係機関との連携	継続	男女共同参画課 子ども政策課
		継続	
16	一時保護施設との連携	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課 生活支援課 子ども政策課
17	民間団体との連携	継続	男女共同参画課
18	加害者に対する取組み	継続	男女共同参画課

基本目標 4 被害者の自立支援の充実

現状と課題

- 被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にわたるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係各課・関係機関と連携し、切れ目のない支援の実施を行うなど、被害者の状況に配慮し、適切な対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。
- 被害者が自立して生活するにあたっては、住宅の確保を始め生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学問題等、さまざまな問題が重くのしかかってきます。さらに生活環境が変わることや加害者に対する不安などを抱え、精神的にも不安定になります。そのため、住宅を始めとする生活再建に関する情報提供、助言、関係各課・関係機関との連絡調整に留まらず、円滑に手続きが進むよう必要に応じて同行支援を行うなど、被害者の負担軽減に努めることが必要です。
- 被害者は繰り返される暴力の中で、精神的に不安定な状態の場合があります。被害者の心の回復のためには、被害者に寄り添い心理的な問題解決に向けた継続的なサポートが必要です。
- DVがある家庭に育った子どもは、DVを見たり、親から放置されたり、自らも親から暴力を受けることなどにより、さまざまな影響を受けています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において、子どもに著しい心理的外傷を与えることも「児童虐待」に当たるとしています。子どももDVの被害者であるという視点に立ち、子どもに焦点を当てたケアを行うことが必要です。
- 子どもたちが安心して生活できるよう、被害者の子どもが通う学校や保育園等に情報提供を行います。また、親子の置かれた状況を理解し、子どもを守るための対応をするために、愛知県春日井児童相談センターやスクールカウンセラー等と連携を図る必要があります。
- 孤立しがちな被害者への支援は、公的機関だけで対応できるものでないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体と連携することが必要です。
- 高齢者、障がい者、外国人に対しても、保護や自立支援が受けにくいということにならないよう、それぞれの置かれている状況を的確に判断し、関係各課・関係機関と連携を図りながら適切な支援を進めることが必要です。

今後の取組み

〈施策〉 1 生活再建への支援

No	事業内容	区分	所管課	
19	住宅に関する支援	市営住宅や民間住宅等の入居に際し、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	継続	男女共同参画課 住宅施設課
		子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	継続	子ども政策課
20	経済的な支援	生活保護や各種貸付等の情報提供や手続きの支援を行います。	継続	男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課
		国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当、就学援助等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	継続	男女共同参画課 保険医療年金課 生活支援課 子ども政策課 学校教育課
21	就労に向けた支援	就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。	継続	男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課
		就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。	継続	
		ハローワークと連携し、被害者の状況に応じた就労の情報提供や就労相談などの、支援を行います。	継続	
22	同行支援の実施	関係機関、関係各課等への手続きが円滑に進むよう、必要に応じて同行支援を行います。	継続	男女共同参画課

〈施策〉 2 心の回復への支援

No	事業内容	区分	所管課	
23	医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	継続	男女共同参画課 健康増進課
24	自助グループの情報提供	被害者の孤立を防ぎ、地域での自立につなげるために、自助グループの情報を提供します。	継続	男女共同参画課

〈施策〉 3 子どもへの支援				
No	事業内容	区分	所管課	
25	就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や各種制度の案内、手続きの支援を行います。	継続	男女共同参画課 保育課 学校教育課
		被害者と同居する子どもの就園や就学について、関係機関・関係各課と情報の共有を図ります。	継続	
26	子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	継続	男女共同参画課 保育課 学校教育課
		DVの目撃者となった子どもに対し、愛知県春日井児童相談センター、スクールカウンセラー等と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課 学校教育課

(注) 太枠 は重点項目です。

〈施策〉 4 高齢者、障がい者、外国人への支援				
No	事業内容	区分	所管課	
27	高齢者、障がい者への支援	被害者のニーズに応じた福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、支援を行います。	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課
28	外国人への支援	在住外国人によるコミュニティ団体の情報を提供します。	継続	男女共同参画課 市民活動支援センター

基本目標 5 関係機関等との連携強化

現状と課題

- 職員や教職員は、DVの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮し、職務を行うことが必要ですが、被害者に対する理解不足からさらなる被害（二次被害）が生じる可能性もあります。そのため、DVは犯罪となりうる行為であり、加害者に責任があるという認識に基づき、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。
- 被害者の保護及び支援を円滑に行うためには、関係各課・関係機関・民間団体が共通認識を持ち、組織的な対応ができるようケース会議^{※8}を開催し、相談・保護・自立支援など、それぞれの段階に応じた連携を図る必要があります。
- 本市では、「春日井市DV対策連絡会議^{※9}」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議^{※10}」を設置し、被害者支援の情報や認識を共有し被害者支援にあたっていますが、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処できるよう、さらに連携を強化する必要があります。
- 被害者が諸手続きのために、複数の窓口に出向いて繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることが考えられます。被害者の情報を必要な担当窓口を提供し、切れ目のない支援を行う必要があります。
- 必要な行政サービスが迅速に、支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関連法の改正があった場合は、改正内容に応じて見直しを行う必要があります。

※8 ケース会議

ケースについて関係各課・関係機関がそれぞれ異なる視点で見ることによって、より深い分析を行い、今後の対応方針を検討する会議。

※9 「春日井市DV対策連絡会議」（庁内12課）

広報広聴課、男女共同参画課、市民課、保険医療年金課、健康増進課、地域福祉課、障がい福祉課、生活支援課、子ども政策課、保育課、住宅施設課、学校教育課

※10 「春日井市DV対策関係機関連絡会議」（5機関）

名古屋法務局春日井支局、愛知県春日井警察署、愛知県春日井保健所、愛知県尾張福祉相談センター、愛知県春日井児童相談センター

今後の取組み

<施策> 1 職員等に対する研修の充実

No	事業内容	区分	所管課
29	DVに対する正しい理解のための研修の実施 職員や教職員に対し、DVやDV被害者についての理解を深めるための研修や、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	継続	男女共同参画課 人事課 学校教育課

<施策> 2 庁内の連携体制の強化

No	事業内容	区分	所管課	
30	関係各課との連携	「DV対策連絡会議」を定期的を開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	継続	男女共同参画課
		危険から逃れてきた被害者の情報について、必要となる担当窓口へ速やかに情報提供を行います。	継続	
		複雑・多様化している被害者の状況に対応するため、関係各課で情報を共有し、組織的な対応ができるよう、ケース会議を開催し、一層の連携を図ります。	継続	
		関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルを活用し、被害者支援の充実を図ります。	継続	男女共同参画課 関係各課

(注) 太枠□は重点項目です。

<施策> 3 関係機関・民間団体等との協力・連携

No	事業内容	区分	所管課	
31	関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	被害者が関係する自治体との連携を十分に図って支援を行います。	継続	男女共同参画課
		「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、さらなる協力・連携の強化を図ります。	継続	
		被害者支援に関わる人材の養成に努めるために、関係機関・民間団体等と協力・連携します。	継続	

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

DV防止と被害者支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、一つの機関で対応することは困難です。啓発や被害者の相談から自立までの支援には幅広い分野での取組みが必要なため、「春日井市DV対策連絡会議」「春日井市DV対策関係機関連絡会議」において連携を図りながら施策を円滑に進めていきます。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、年度ごとに実施状況を把握し、「春日井市男女共同参画審議会」に報告し、市民に公表します。